準に照らして同意をすることとなると認められるものとして総務大臣が指定するものを含む。以下同じ。）を除く。）のうち高速自動車国道建設事業に係るものの額に相当する額

W_{16} ＝ 0.033

W_{17} ＝ 0.031

W_{18} ＝ 0.027

W_{19} ＝ 0.027

W_{20} ＝ 0.02869

W_{21} ＝ 0.02960

W_{22} ＝ 0.02869

X_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た一般公共事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るもの、平成 21 年度及び平成 22 年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定するもの並びに平成 21 年度及び平成 22 年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち高規格幹線道路建設事業に係るもの（高速自動車国道建設事業に係るものを除く。）の額に相当する額

Y_{21} ＝ 0.02960

Y_{22} ＝ 0.02869

Z_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た公共事業等（旧地方道路等整備事業に限る。）に係る地方債（発行について地方財政法第 5 条の 3 第 6 項の規定による届出がされた地方債のうち同条第 1 項の規定による協議を受けたならば同条第 10 項に規定する基準に照らして同意をすることとなると認められるものとして総務大臣が指定するものを含む。以下同じ。）（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち平成 21 年度までに着手した継続事業として総務大臣が調査した事業に係るもので、旧地方道路等整備事業に係る地方債の通常事業の充当率を用いるもの（農道及び林道の整備事業に係るものを除く。）の額に相当する額

AA_{23} ＝ 0.01646

AA_{24} ＝ 0.01669

準に照らして同意をすることとなると認められるものとして総務大臣が指定するものを含む。以下同じ。）を除く。）のうち高速自動車国道建設事業に係るものの額に相当する額

W_{15} ＝ 0.033

W_{16} ＝ 0.033

W_{17} ＝ 0.031

W_{18} ＝ 0.027

W_{19} ＝ 0.027

W_{20} ＝ 0.02872

W_{21} ＝ 0.02962

W_{22} ＝ 0.02872

X_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た一般公共事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るもの、平成 21 年度及び平成 22 年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定するもの並びに平成 21 年度及び平成 22 年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち高規格幹線道路建設事業に係るもの（高速自動車国道建設事業に係るものを除く。）の額に相当する額

Y_{21} ＝ 0.02962

Y_{22} ＝ 0.02872

Z_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た公共事業等（旧地方道路等整備事業に限る。）に係る地方債（発行について地方財政法第 5 条の 3 第 6 項の規定による届出がされた地方債のうち同条第 1 項の規定による協議を受けたならば同条第 10 項に規定する基準に照らして同意をすることとなると認められるものとして総務大臣が指定するものを含む。以下同じ。）（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち平成 21 年度までに着手した継続事業として総務大臣が調査した事業に係るもので、旧地方道路等整備事業に係る地方債の通常事業の充当率を用いるもの（農道及び林道の整備事業に係るものを除く。）の額に相当する額

AA_{23} ＝ 0.01648

AA_{24} ＝ 0.01675